

重要事項説明書

居宅サービス事業所 介護サービスマリア

訪問介護・総合事業訪問介護 重要事項説明書

(2024年6月1日改訂)

1. 事業者の概要

名称 社会医療法人財団聖フランシスコ会
代表者 理事長 古川 正子
所在地 兵庫県姫路市仁豊野 650 番地
設立年月日 1950年2月2日
電話番号 079-265-5111

2. 事業所の概要

名称 介護サービスマリア (特定事業所加算Ⅱ取得事業所)
責任者 管理者 深田 富貴子
指定番号 2874000660
所在地 兵庫県姫路市仁豊野 650 番地
電話番号 079-265-5199
開設年月日 2000年4月1日

3. 運営の方針

・(総合事業) 訪問介護の提供に当たっては、要支援・要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。
・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 通常の実施地域

姫路市、福崎町

5. 提供するサービスの内容

(1) 身体介護

- *排泄・食事介助
- *清拭・入浴、身体整容
- *体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- *起床及び就寝介助
- *自立生活支援のための見守りの援助

(2) 生活援助

- *掃除
- *洗濯
- *ベッドメイク (布団干し、シーツの交換等)
- *衣類の整理・被服の補修

*一般的な調理、配下膳

*買い物・薬の受け取り

6. 営業日時

- ① 営業日： 月～金曜日
- ② 営業時間： 8:30～17:00
- ③ 休業日： 土・日曜日、祝日、8/15、12/25、12/31～1/3
- ④ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制です。

7. 事業所従業員の体制

職	職務の内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を一元的に行う	1名
サービス提供責任者	介護福祉士の資格を持つ者が、指定訪問介護利用の申し込みに関わる調整を行い、訪問介護計画の作成並びに利用者への説明を行い、サービス内容の管理を行う。	2名以上
訪問介護員	介護福祉士・実務者研修終了者・初任者研修終了者・ヘルパー1級・ヘルパー2級の資格を持つ者が訪問介護計画に基づき、日常生活に必要な指定（総合事業）訪問介護サービスを提供する。	3名以上

8. 利用料等

(1) 訪問介護の利用料

サービスを利用した場合の利用料は別紙料金表のとおりです。

お支払い頂く「基本利用者負担金」は原則として基本利用料に利用者の介護負担割合証に記載された負担割合（1割～3割）を乗じた額です。

ただし、支払い方法が償還払い後になる場合には、利用料の全額をお支払い頂きます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けて下さい。

2 上記「基本利用者負担金」に、以下の加算（利用者負担割合に沿った額）が加えられます。

- ① 初回加算 200 単位（ご利用初回月のみの加算）。
- ② 介護職員等処遇改善加算 I（所定単位数×24.5%）

上記の基本料金及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（当事業所所在地は 7 級地のため単位数に 10.21 を乗じた額、総合事業に関しては、福崎町は 10.0 を乗じた額）となります。これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。

その場合は事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

【総合事業訪問介護サービス（要支援 1、2、総合事業対象者）】

（午前 8 時から午後 6 時の時間帯） 姫路市…1 単位＝10.21 円 福崎町…1 単位 10 円

(I) …週 1 回程度訪問	(II) …週 2 回程度訪問	(III) …II を超える訪問
1176 単位/月	2349 単位/月	3727 単位/月

【訪問介護サービス費（要介護 1～5 の方）】

（午前 8 時から午後 6 時の時間帯） 1 単位＝10.21 円

	30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分
身体介護	268単位/回	426単位/回	624単位/回
生活援助	設定無し	197単位/回	242単位/回

(2) 交通費

サービス実施地域内であれば、別途交通費は頂きません。

通常の実施地域を越えて指定（総合事業）訪問介護を行う場合は、かかる費用として、その実費を頂きます。自動車を使用した場合の交通費は、次の額を頂きます。通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km未満500円、5km以上10km未満1,000円、10km以上、5km毎に500円を加算いたします。

(3) キャンセル料

利用者の病状の急変など、緊急時やむを得ない場合を考慮し、キャンセル料は頂きませんが、キャンセルの場合はできるだけ早いうちにご連絡を頂けますようご協力をお願いします。

(4) その他

*早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜（午後10時～翌午前6時）は50%増しになります。

*やむを得ない事情で、かつ、ご利用者に同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

*サービスの実施に必要なご利用者宅の水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者負担となります。

9. 身分証明書の携行

職員は常に身分証明（名札）を携行し、初回訪問時、ご利用者又はそのご家族の求めに応じて掲示いたします。

10. 担当者の変更

担当者の変更を希望する場合は、当事業者に対し、何時でも申し出ることができます。ただし、ご希望に添えない場合においては、他の事業所をご紹介させていただく場合があります。

11. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、直ぐにお申し出下さい。
- ・訪問介護員がお受けできないサービスは以下のとおりです。予めご了承下さい。

- ① 医療行為及び医療補助に該当するサービスは行いません。
- ② 利用者の家族に対するサービスの提供は行いません。
- ③ 同居家族がいる場合、生活援助を行うことはできません。
- ④ 利用者及びその家族からの金銭または物品の授受はいたしません。

12. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに、訪問介護計画書に記載の“緊急時の対応”に沿って、主治医、ご家族等へ連絡を行

う等、必要な措置を講じます。

1 3. 秘密の保持

利用者の秘密の保持について、介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしません。

1 4. 衛生管理等

事業所は従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

2 事業所は事業所における感染症の発生、又はまん延防止のために次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会に定期的に参加します。
- ② 従業員へ感染症対策委員会の結果を周知します。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ④ 従業員に対して、研修を定期的実施します。

1 5. 虐待の防止

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の発生、又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待を防止するための研修を定期的実施します。
- ③ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を置きます。
- ④ その他虐待の防止のために必要な措置を講じます。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 6. ハラスメントの防止

当法人は全従業員に対してハラスメント行為を禁止しています。ハラスメントを行った場合は、就業規則に基づき懲戒処分を行うこととします。

2 当事業所は利用者・家族からの過剰な要求やハラスメント行為により、ケアを適切に提供できない状況になった場合は、契約の見直し又は解除をすることがあります。

（契約を解除する場合の具体例）

暴力又は乱暴な言動

- ・ものを投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

セクシャルハラスメント

- ・訪問介護者の身体を触る、手を握る

- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・女性のヌード写真を見せる など

その他

- ・訪問介護者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為 など
- ・その他

17. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ご利用者 相談・苦情 窓口	介護サービスマリア 管理者 深田 富貴子 月曜日～金曜日の 8 時 30 分～17 時 電話：079-265-5199
---------------------	---

公的機関においても、苦情申し出ができます。

姫路市介護保険課	079-221-2923
兵庫県国民健康保険団体連合会	078-332-5682

18. 記録の保管

サービス提供に関する記録を整備し、完結日から 5 年間保存しています。なお、記録物は、本人及びご家族のみ閲覧することができます。また、謄写もできますが、その際には、自費相当額を請求いたします。

19. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（総合事業）訪問介護サービスの提供を継続的に実施するため、又非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画（以下「計画」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は従業者に対し、計画について周知するとともに必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

20. 損害賠償保険への加入

当事業所は居宅介護事業者補償制度に加入しています。

- ・保険契約者 公益社団全国老人保健施設協会
- ・募集幹事会社 東京海上日動火災保険株式会社

年 月 日

当事業所は、居宅介護サービスの提供開始に当たり、

利用者さま 利用者さまのご家族

に対して、重要事項を説明しました。

説明者 所在地：兵庫県姫路市仁豊野 650 番地
名 称：社会医療法人財団聖フランシスコ会
居宅サービス事業所 介護サービスマリア 印
説明者： 印

年 月 日

私は、上記事業所の説明者から、この重要事項説明書に基づいてサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所： _____

氏 名： _____ 印

利用者の家族

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

私は、本人の契約意思を確認しました。

本人との関係： _____

氏 名： _____ 印